

第 年 月 日

様

橋本市長

特定空家等に対する措置について（命令前通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告しましたが、措置がなされていません。

このまま措置がなされない場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令することとなりますので、同条第 4 項の規定に基づき通知します。また、本通知書の交付を受けた者及びその代理人は、本件に関し、意見書及び自己に有利な証拠を提出することができる旨、申し添えます。

記

対象の空家等	所 在 地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	宛名	橋本市 部 課 宛
	送付先	橋本市東家一丁目 1 番 1 号
	連 絡 先	
意見書の提出期限	年 月 日	

備考：

一、措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。

一、本通知書の交付を受けた者は、法第 22 条第 5 項の規定に基づき、本通知書の交付を受けた日から 5 日以内に、橋本市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。